

組合員の皆様

2013年10月3日

米国におけるタンカー以外の船舶の油濁事故対応計画書について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本クラブの2009年6月19日付回覧 ([link](#)) にてご案内いたしましたタンカー以外の船舶の油濁事故対応計画書につきまして、その最終規則が2013年9月30日(月)付連邦官報(Federal Register Vol. 78, No. 189)に公表されました。

これによりタンカー以外の船舶の船主には、2014年1月30日までに油濁事故対応計画書を米国沿岸警備隊に提出する義務があることを組合員の皆様にご案内いたします。

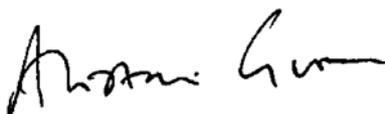
油濁事故対応計画書の作成が必要となる「タンカー以外の船舶」とは、タンカーを除く400総トン以上の自航式船舶のうち、主機用燃料油(その種類を問わない)を積載し、かつ米国海域内を航行する船舶を指します。

また、タンカー以外の船舶の船主は、サルベージ業者および海上消火資材提供者と資金提供協定を締結することも義務づけられます。そうした協定の条件については、油濁事故対応計画書に関する国際グループのガイドラインとの整合性を確保しているか検討される予定です。

現在、公表された最終規則の詳細を確認しておりますので、組合員の皆様には追ってクラブ回覧にてお知らせいたします。

なお、国際グループの全クラブが、本回覧と同様の案内を出しております。

敬具



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)

The Standard Club Europe Ltd
www.standard-club.com
Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com